平成２３年（フ）第９５６２号
東京都江東区亀戸６丁目35―10―504
債務者　曽我　睦美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５６５号
東京都練馬区南大泉３丁目７－５－Ｂ３
債務者　石澤　直子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５６９号
神奈川県横浜市青葉区若草台21―７―105
債務者　保坂　久美（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５７１号
東京都品川区東大井１丁目25―12―103
債務者　小林　美佳
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５７２号
東京都世田谷区北烏山１丁目10―26―203
債務者　工藤由美子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５７４号
東京都練馬区大泉学園町２丁目23―41―306
債務者　工藤かをり
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５７５号
神奈川県横須賀市太田和５丁目168
債務者　荒木　　務
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５７９号
東京都八王子市長房町112－１－５－229
債務者　岩崎　礼子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８０号
東京都日野市万願寺４丁目27―13―201
債務者　岩崎　浩史
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８６号
東京都中央区東日本橋３丁目６―12―402
債務者　佐々木　正
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５８９号
神奈川県横浜市港南区下永谷４丁目３―33
債務者　徳　　伸司
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５９０号
東京都練馬区石神井台４丁目５―10―109
債務者　安達　達安
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５９１号
東京都江戸川区東葛西２丁目16―４　キグマハイツ２―105
債務者　清野　　愛（旧姓檀崎）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５９５号
東京都江戸川区宇喜田町1375　田中荘村本方
債務者　高石　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９５９６号
東京都北区田端１丁目11―10―302
債務者　野上　貴文（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６００号
東京都葛飾区青戸４丁目27―３―801
債務者　戸井田久子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部